

# 個人府民税の条例指定寄附金の税額控除制度

## 1 個人住民税の寄附金制度とは？

一定の団体に個人が寄附をした場合、申告を行うことで個人住民税の一定の額が税額から控除される制度です。

### ■ 寄附金税額控除

総所得金額等の30%を上限に、寄附金額のうち2千円を超える部分に対し、税額控除されます。

### ■ 対象寄附金

- ・都道府県、市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと寄附金」）
- ・京都府共同募金会・日本赤十字社京都府支部に対する寄附金
- ・都道府県・市区町村が条例で定めるものに対する寄附金

### ■ 控除を受けるための手続き

所得税と個人住民税で控除を受ける場合→ 最寄りの税務署へ確定申告  
個人住民税のみで控除を受ける場合→ お住まいの市町村に申告

## 2 京都府が条例で指定した個人府民税の控除対象寄附金とは？

### ■ 控除対象寄附金

京都府では、次の寄附金を、個人府民税からの税額控除の対象となる寄附金として指定しています。

- (1) 所得税の控除対象寄附金のうち、京都府に主たる事務所を有する法人又は団体に対して行った寄附金
  - ・財務大臣が指定した寄附金（国立大学法人、公立大学法人など）
  - ・地方独立行政法人に対する寄附金（病院事業を行うものなど）
  - ・特定公益増進法人に対する寄附金（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人など）
  - ・認定、仮認定NPO法人に対する寄附金
  - ・更生保護法人に対する寄附金
- (2) 府内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金のうち、個別に指定したものに對して行った寄附金
- (3) NPO法人に対する寄附金のうち、条例で個別に定めるものに対して行った寄附金

### ■ 控除額

個人府民税からの控除額＝（寄附金額－2,000円）×府民税の控除率（2%又は4%）

（注1）京都市にお住まいの方は、府民税の控除率が2%となります。

京都市において対象寄附金を条例で指定している場合は、これとは別に市  
民税（8%）分も控除されます。

※平成28年12月31日以前の寄附については、（注2）と同じ控除率となります。

（注2）京都市以外の府内市町村にお住まいの方は、府民税の控除率が4%となり  
ます。お住まいの市町村で対象寄附金を条例で指定している場合は、これと  
は別に市町村民税（6%）分も控除されます。

（注3）寄附金税額控除が受けられる上限額は、都道府県・市区町村に対する寄附  
金等と併せて、総所得金額等の30%までとなります。

問い合わせ 京都府税務課 課税・電算担当 電話：075-414-4440